

・入院時食事療養費および入院時生活療養費

当院では、入院時食事療養(1)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時かつ適温で提供しています。

入院時食事提供

入院したときに1食の食事にかかる費用のうち一部を食事療養標準負担額(1食単位、1日3回まで)として被保険者の人に自己負担していただきます。

65歳未満の方		標準負担額(1食当たり)
一般の方(下記以外)		510円
指定難病患者		300円
低所得者 (住民税非課税)	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
	過去1年間の入院期間が90日超	190円

入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の被保険者の人は、介護保険との負担均衡を図るため、所得に応じて食費(食材料費+調理コスト相当)と居住費(光熱水費相当)の一部を生活療養標準負担額として自己負担していただきます。

療養病床に入院する65歳以上の患者			標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
一般	一般の患者 ※下記該当なし		510円	370円
	指定難病患者		300円	0円
低所得者Ⅱ	低所得Ⅱ ※下記該当なし		240円	370円
	重篤な病状または集中的治療を要する患者	過去1年間の入院期間が90日以内	240円	370円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円	
	指定難病患者	過去1年間の入院期間が90日以内	240円	0円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円	
低所得者Ⅰ	低所得者Ⅰ ※下記該当なし		140円	370円
	重篤な病状または集中的治療を要する患者		110円	370円
	指定難病患者		110円	0円